解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十三日

福岡県春日市須玖南二丁目一七番地

合同会社シーアンドシープラス

清算人　杉田美奈子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十三日

福岡県春日市若葉台東三丁目六番地

合同会社ＡＬＧＯ　ＤＥ　ＮＯＴＥ

代表清算人　古川　康博

解散公告

当社は、令和八年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十三日

福岡市東区みどりが丘三丁目一番二五号

有限会社あおば

清算人　酒井　裕二

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十三日

福岡県宗像市ひかりヶ丘一丁目八番地一七

サンライズ合同会社

清算人　龍　　美香

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十三日

福岡県福岡市中央区天神四丁目六―二八

株式会社アクセル９

代表清算人　中尾　国博

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十三日

福岡県久留米市城島町江上三〇六番地三

株式会社松尾商会

代表清算人　松尾　清史

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十三日

北九州市八幡西区相生町一番七号

株式会社ＴＲＵＳＴ

代表清算人　池田　祐志

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十三日

北九州市八幡東区春の町五丁目三番一〇号

有限会社九帆

清算人　古野　智慎

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年二月二十八日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十三日

福岡市早良区高取二丁目一七番八号

株式会社アンデュース

代表清算人　佐田　憲治

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十三日

北九州市八幡東区東鉄町一番一三号

有限会社槻田調剤薬局

清算人　白尾　勝俊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十三日

宮崎県児湯郡川南町川南一三五〇六―四

有限会社ハッタメディカル・サポート

清算人　蓑田留理子

解散公告

当社は、令和八年五月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十三日

宮崎県小林市野尻町三ケ野山四〇六六番地一一

合同会社平野通信システム

清算人　平野　隆之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十三日

鹿児島市唐湊四丁目一六番一号

有限会社親和

清算人　松ノ下秀樹

解散公告（第一回）

当宗教法人は、令和八年四月十日福岡地方裁判所柳川支部の解散命令の確定により解散したので、当宗教法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年六月二十三日

（登記事項証明書上の主たる住所）

福岡県柳川市三橋町吉開二五〇番地

宗教法人長厳寺

清算人　弁護士　伊藤　修一

連絡先　福岡県筑後市大字山ノ井三二〇番地一　ちくご法律事務所